

青森県報

号外第八十七号

令和五年
十二月十一日
(月曜日)

目次

規 則

- 青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一
- 青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……一
- 青森県興行場規則の一部を改正する規則……………(同) ……五
- 青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則……………(同) ……八
- 青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……一〇
- 青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……五
- 青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……九

規 則

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十一号

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

青森県食品衛生法施行細則(昭和四十八年五月青森県規則第三十一号)の一部を次

のように改正する。

第二条第二項第三号中「省令」の下に「第六十七条の二第一項、」を、「第七十条第一項」の下に「(これらの規定を省令第七十条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「許可営業者地位承継届出書」を「許可営業者(届出営業者)地位承継届出書」に改め、同項第四号中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。

第四条中「第六十八条第三項」を「第六十八条第一項及び第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十二号

青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

青森県旅館業法施行細則(昭和二十四年十一月青森県規則第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書を削る。

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「省令」の下に「第一条の三第二項、」を加え、同項第二号中「前条第三項本文」を「前条第三項」に改め、同項第三号及び第四号中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第一条の三第一項に規定する譲渡による営業者の地位の承継に係る承認の申請書は、第二号様式による。

第五条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「又は」の下に「第一条の三第一項、」を加え、「第四号様式」を「第五号様式」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改める。

第一号様式中別紙以外の部分を次のように改める。

第一号様式（第3条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

青森県収入証紙
貼 付

申請者 住所 〔法人にあつては、主たる
事務所所在地〕
(電話番号)
氏名 〔法人にあつては、名称及
び代表者の氏名〕
生年月日

旅館業営業許可申請書

旅館業法第3条第1項の規定による旅館業営業の許可を受けたので、旅館業法施行規則第1条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称	
所在地	(電話番号)
種別	営業
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨	
構造設備の概要	別紙のとおり
旅館業法第3条第2項各号の該当の有無及び該当するときの内容	有・無 〔その内容〕
備考	

添付書類

- 1 営業施設の構造設備を明らかにする図面（配置図、平面図及び断面図で縮尺を明示したもの）
 - 2 営業施設の設置場所の周囲 200メートルの区域内の見取図（その区域内に旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地がある場合にあつては、当該施設の位置及び当該営業施設の設置場所と当該施設の敷地との距離を明示したもの）
 - 3 申請者が法人である場合にあつては、定款又は暫行行為の写し
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

第六号様式中「職業」を「通称先」に改め、同様式を第七号様式とし、第五号様式を第六号様式とし、第四号様式を第五号様式とする。
 第三号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式を第四号様式とする。

「所在地」 「主たる事務所の所在地」
 第二号様式中（電話番号） や （電話番号） に
 名称 名称

「第3条の2第1項」や「第3条の3第1項」に

所在地	「主たる事務所の所在地」
代表者の氏名	代表者の氏名

に改め、同様式を第三号様式とし、

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

青森県収入証紙
貼 付

譲渡人 住所
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

〔(電話番号)〕
氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

譲受人 住所
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

〔(電話番号)〕
氏名
〔法人にあつては、名称及び生年月日〕
代表者の氏名

旅館業営業承継承認申請書

旅館業法第3条の2第1項の規定により、旅館業の営業者の地位の譲渡による承継の承認を受けたいので、旅館業法施行規則第1条の3第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名称	
所在地	(電話番号)
旅館業の譲渡の 予 定 年 月 日	年 月 日
旅館業法第3条第2 項各号の該当の有 無及び該当するとき その内容	有・無 その内容
備 考	

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
 - 2 譲受人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為の写し
 - 3 営業施設の設置場所の周囲200メートルの区域内の見取図(その区域内に旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地がある場合にあつては、当該施設の位置及び当該営業施設の設置場所と当該施設の敷地との距離を明示したもの)。ただし、既に知事に提出されている当該見取図の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

青森県興行場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十三号

青森県興行場規則の一部を改正する規則

青森県興行場規則（昭和五十九年九月青森県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（申請書の添付書類）

第五条 条例第七条第二項第三号の規則で定める書類は、申請者が法人である場合における当該法人の定款又は寄附行為の写しとする。

第九条中「第五号様式」を「第六号様式」に、「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項第一号及び第二号中「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、同条第三項中「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項第一号及び第二号中「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、同項第四号中「前条第一項第四号」を「第六条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項第四号を次のように改める。

四 前条第一項第四号に掲げる事項

第六条第三項中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（譲渡による営業者の地位の承継に係る届出）

第六条 法第二条の二第二項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行わなければならない。

一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及

び代表者の氏名）

二 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 興行場営業の譲渡の年月日

四 興行場の名称及び所在地並びに種別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類

二 届出者が法人である場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為の写し

3 第一項の届出書は、第二号様式による。

第一号様式中別紙以外の部分を次のように改める。

第1号様式 (第4条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

青森県収入証紙
貼 付

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事
務所の所在地)
(電話番号)

氏名 (法人にあつては、名称並び
に代表者の氏名及び住所)

興 行 場 営 業 許 可 申 請 書

興行場営業の許可を受けたいので、青森県興行場条例第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

名 称	
所 在 地	(電話番号)
種 別	
構造設備の概要	別紙のとおり
入場者の定員	
常設又は仮設の 区 分	常設 仮設
完 成 (予定) 年 月 日	年 月 日
備 考	

添付書類

- 1 興行場の設置の場所の周辺の区域の状況を明らかにした図面 (申請地付近100メートル以内の見取図)
- 2 興行場の構造設備を明らかにした図面 (建物の平面図及び断面図 (縮尺を明示したものの))

3 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

注1 仮設の興行場にあつては、「備考」欄に興行の期間を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第六号様式中「第9条」を「第10条」に改め、同様式を第七号様式とする。
第五号様式中「第9条」を「第10条」に改め、同様式を第六号様式とする。

第四号様式中「第8条」を「第9条」に

「所在地」「主たる事務所の所在地

(電話番号) 又は (電話番号) 及び

名称」 名称」

に改め、同様式を第五号様式とする。

所在地	主たる事務所の所在地
代表者の氏名	代表者の氏名

第三号様式中「第7条」を「第8条」に

「所在地」「主たる事務所の所在地

(電話番号) 又は (電話番号) 及び

名称」 名称」

に改め、同様式を第四号様式とする。

所在地	主たる事務所の所在地
代表者の氏名	代表者の氏名

第二号様式中「第6条」を「第7条」に改め、同様式を第三号様式とし、第一号様

式の次に次の一様式を加える。

第2号様式 (第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる
事務所)の所在地
(電話番号)
氏名 (法人にあつては、名称及
び)代表者の氏名

興行場営業承継届出書

興行場営業に係る営業者の地位を譲渡により承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

名 称	種 別
所 在 地 (電話番号)	
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の 所在地)	
興行場 営業を 譲渡し た者に 関する 事項 (法人にあつては、 名称及び代表者 の氏名)	
興行場営業の譲渡の年月日	
備 考	

添付書類

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 2 届出者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十四号

青森県公衆浴場規則の一部を改正する規則

青森県公衆浴場規則（昭和二十八年十一月青森県規則第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書を削る。

第七条第四項中「、第二項」を「、第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第一条の二第二項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の届書は、第二号様式による。

第八条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条中「第二条第一項若しくは第三条第一項」を「第一条の二第一項、第二条第一項、第三条第一項若しくは第三条の二第一項」に、「第五号様式」を「第六号様式」に、「第六号様式」を「第七号様式」に改める。

第九条第一項中「第七号様式」を「第八号様式」に改める。

第一号様式中別紙以外の部分を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

青森県収入証紙貼付

申請者 住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地] (電話番号) 氏名 [法人にあつては、名称及び] 生年月日 [び代表者の氏名]

公衆浴場営業許可申請書

公衆浴場法第2条第1項の規定による公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法施行規則第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

Table with 4 columns: 名称, 所在地 (電話番号), 種類, 構造設備 (別紙のとおり), 備考

添付書類

- 1 営業施設の構造設備の様式書
2 営業施設の配置図、平面図及び断面図 (縮尺200分の1以上)
3 測量士又は測量士補が作成した最寄りの公衆浴場との距離実測図 (縮尺1000分の1以上)
4 申請者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
注 1 「種類」欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第七号様式を第八号様式とする。
第六号様式中「年 月 日生」を削り、同様式を第七号様式とし、第五号様式を第六号様式とする。

「所在地」 「主たる事務所の所在地」

第四号様式中 (電話番号) や (電話番号) じ

名 称 「 名 称 」

所 在 地	「主たる事務所の所在地」
代表者の氏名	代表者の氏名

に改め、同様式を第五号様式とする。

「所在地」 「主たる事務所の所在地」

第三号様式中 (電話番号) や (電話番号) じ

名 称 「 名 称 」

所 在 地	「主たる事務所の所在地」
代表者の氏名	代表者の氏名

に改め、同様式を第四号様式とする。

第二号様式を第三号様式とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

(電話番号)

氏名 (法人にあつては、名称及び)

生年月日 (代表者の氏名)

公衆浴場営業承継届書

公衆浴場営業に係る営業者の地位を譲渡により承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

名 称	
所 在 地	(電話番号)
住 所	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
浴場業を譲渡した者に関する事項	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
浴場業の譲渡の年月日	
備 考	

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 2 届出者が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第三十五号

青森県理容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県理容師法施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第二十条の二第一項に規定する届出書は、第六号様式による。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

理容所開設届出書・理容所検査申請書

年 月 日

青森県知事 殿

開設者 住所

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり、理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。併せて、同法第11条の2の規定による理容所の検査を申請します。
記

理容所	名称			
	所在地			
管理 理容師	住所			
	氏名			
理容所の構造及び設備の概要				
従 業 者	氏名	登録番号	摘要	〔理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨〕
開設予定年月日		年 月 日		
同一の場所で現に開設している美容所の名称				
同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日				年 月 日

添付書類

- 1 理容所の平面図
- 2 理容師についての結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所の開設の届出をする場合にあつては、管理理容師が同条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類
- 4 日本の国籍を有しない者が開設の届出をする場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

備考

- 1 「管理理容師」の欄は、理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設する場合に記入すること。
- 2 「同一の場所で現に開設している美容所の名称」の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に開設している美容所がある場合に記入すること。
- 3 「同一の場所で開設しようとしている美容所の開設予定年月日」の欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で開設しようとしている美容所がある場合（美容師法第11条第1項の届出をしている場合又は当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にする場合に限る。）に記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第八号様式を第九号様式とし、第七号様式を第八号様式とし、第六号様式を第七号様式とし、第五号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式(第4条関係)

理 容 所 承 継 届 出 書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

法人にあつては、主たる事務所の所在地

(電話番号)

ふりがな

氏 名

生年月日

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

下記のとおり、営業の譲渡により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

営業を譲渡した者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
営業の譲渡の年月日	年 月 日	
理 容 所	名 称	
	所 在 地	
備 考	(電話番号)	

添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

- 2 日本の国籍を有しない者がこの届出書を提出する場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十六号

青森県美容師法施行細則の一部を改正する規則

青森県美容師法施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第三項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七号様式」を「第八号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第二十条の二第一項に規定する届出書は、第六号様式による。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第2条関係)

美容所開設届出書・美容所検査申請書

年 月 日

青森県知事 殿

開設者 住所

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり、美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。併せて、同法第12条の規定による美容所の検査を申請します。

記

美容所	名称		
	所在地		
管理 美容師	住所		
	氏名		
美容所の構造及び設備の概要			
従業者	氏名	登録番号	摘要〔美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合は、その旨〕
開設予定年月日		年 月 日	
同一の場所で現に開設している理容所の名称			
開設予定年月日		年 月 日	

添付書類

- 1 美容所の平面図
- 2 美容師についての結核、皮膚疾患等の疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所の開設の届出をする場合にあつては、管理美容師が同条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類
- 4 日本の国籍を有しない者が開設の届出をする場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

備考

- 1 「管理美容師」の欄は、美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設する場合に記入すること。
- 2 「同一の場所で現に開設している理容所がある場合に記入すること。」
- 3 「同一の場所で開設しようとしている理容所の開設予定年月日」の欄は、開設しようとする美容所と同一の場所で開設しようとしている理容所がある場合(理容師法第11条第1項の届出をしている場合又は当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にする場合に限る。)に記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第八号様式を第九号様式とし、第七号様式を第八号様式とし、第六号様式を第七号様式とし、第五号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式(第4条関係)

美 容 所 承 継 届 出 書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

(電話番号)

ふりがな

氏 名

生年月日

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり、営業の譲渡により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

営業を譲渡した者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
営業の譲渡の年月日	年 月 日	
美容所名称	名 称	
	所 在 地	(電話番号)
備 考		

添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

2 日本の国籍を有しない者がこの届出書を提出する場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第三十七号

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 省令第二条の五第一項に規定する届出書は、第八号様式による。

第四条第二項中「第八号様式」を「第九号様式」に改める。

第五条第一項中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第三項中「第十一号様式」を「第十二号様式」に改める。

第六条中「第十二号様式」を「第十三号様式」に改める。

第七条中「第十三号様式」を「第十四号様式」に改める。

第八条中「第十四号様式」を「第十五号様式」に改める。

第一号様式及び第一号様式の二を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

(表)

青森県知事 殿

年 月 日

青森県収入証紙
貼

住所
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕

氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

クリーニング所開設届出書・クリーニング所検査申請書

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。併せて、同法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を申請します。

名 称	
所 在 地	(電話番号)
開設予定年月日	年 月 日
構 造	
洗 場	m ²
乾 燥 場	m ²
仕 上 場	m ²
受取及び引渡場	m ²
設 備	
洗 濯 機	ドライクリーニング用 台 台
脱 水 機	ドライクリーニング用 台 台
格納設備	
消毒設備	
その他の設備	
要 概	

第1号様式の2 (第2条関係)
(表)

青森県知事 殿

年 月 日

住所 [法人にあつては、主たる事務所の所在地]

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

無店舗取次店営業届出書

無店舗取次店を営業するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

名 称	
営 業 区 域	
営業開始予定年月日	年 月 日
業 務	
保 管 場 所	
保 有 台 数	台
用 車	自動車登録番号又は車両番号
面	構造の概要

(裏)

営 業 者	氏名又は名称	生年月日	年 月 日
ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍		
	住 所		
従 事 者	氏 名	生年月日	年 月 日
	登 録 番 号	県 (都道府) 第 号	
業 務 の 内 容	・ 指定洗濯物を取り扱う。 ・ 指定洗濯物を取り扱わない。		
洗濯物の処理の依頼先	名 称	所在地	

添付書類 1 業務用車両の平面図

- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）たる事務所の所在地」
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 年 月 日生」

「住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）たる事務所の所在地」
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 年 月 日生」

第十四号様式を第十五号様式とし、第五号様式から第十三号様式までを一様式として繰り下げ、第四号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式（第4条関係）

クリーニング所等承継届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住所
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 （電話番号）

氏名
 生年月日
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、営業の譲渡により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。
 記

営業を譲渡した者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
営業の譲渡の年月日	年 月 日	
クリーニング所名	称	
所在地	地	（電話番号）
無店舗取次店名	称	
業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号		
備考		

添付書類 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類

- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。
 - (1) 名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

(3) 従事者数
 (4) 従事者中にクリーンワーカーのいる場合は、その氏名
 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

~~~~~  
 青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する  
 規則をここに公布する。

令和五年十二月十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第三十八号

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式のもの三

中 「所在地」を「主たる事務所の所在地」に、  
 名称」を 名称」に、

「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、同その二

を同様式のもの四とし、同様式のもの二

中 「所在地」を「主たる事務所の所在地」に、  
 名称」を 名称」に、

「所在地」を「主たる事務所の所在地」に改め、同その二

を同様式のもの三とし、同様式のもの一の注の 1 の(1)中「口籍簿本」の次に「又は法定相続続情報一覧図の写し」を加え、同その一を同様式のもの二とし、同その二の前に同様式のもの一として次のように加える。

その1 (事業の譲渡による地位の承継の場合)

青森県知事 殿

年 月 日

住所〔法人にあっては、主たる  
事務所の所在地〕  
届出者

氏名〔法人にあっては、名称及  
び代表者の氏名〕

食鳥処理業者地位承継届出書

食鳥処理業者の地位を事業の譲渡により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 食鳥処理場の名称       |                         |
| 食鳥処理場の所在地      |                         |
| 事業を譲渡した者に関する事項 | 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) |
|                | 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) |
| 事業の譲渡の年月日      | 年 月 日                   |

注1 添付書類

- 1 事業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第十二号様式の注の1中「第35条第12号」を「第35条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭